

たばたあずみ



Tel・Fax 550-6674

山根とみえ



Tel・Fax 550-4224

戸沢ひろゆき



Tel・Fax 558-9721

ご存知ですか？

税の申告で、こんな控除ができます

2月、3月は確定申告の季節です。税金を計算する際に、収入金額から必要経費を引いて所得を出し、所得からいろいろな控除を差し引いた金額（課税所得）に税金が課せられます。確定申告で控除をすることにより払いすぎた税金が戻ってくることがあります。以下、主な控除の制度を紹介します

介護認定者も障がい者控除の対象に

介護保険で要介護の認定を受けている本人、又は扶養者は障がい者控除が受けられます。介護度4又は5の方は特別障がい者控除、介護度がおおむね2以上の方は普通障がい者控除が受けられます。

※ 控除できる金額は？

	所得税	住民税
特別障がい者控除	40万円	30万円
普通障がい者控除	27万円	26万円

※ 申請の手続きはどのように行うの？

- ① 市役所で申請書をもらい申請する。(高齢者支援課)
- ② 市が、介護認定の内容や主治医の意見書の内容を確認して該当する場合は「障がい者控除対象者認定書」を交付する。
- ③ 認定書を確定申告書に添付する。

医療費が多くかかったら医療費控除が

※ 医療費控除の計算方法

- (その年に支払った医療費) - (保険等で補填される金額) - (10万円または、※ 合計所得金額の5%のどちらか少ない金額)
- ※ 200万円を下回っている人が該当します。

※ 医療費控除の対象になる主なもの

- ① 医師に支払った診療費、治療費、送迎費
- ② あんま、マッサージ、はり灸、指圧、柔道整復師に支払った費用
- ③ 助産師の分娩介助料
- ④ 治療や療養に必要な医薬代
- ⑤ 病院に通院するためのバス代電車賃、タクシー代(領収書がないものは家計簿につけるかメモを残しておく)
- ⑥ 入院中の付き添い費用(家族は除く)
- ⑦ 義足、松葉杖、補聴器、コルセット、義歯、治療上必要なメガネの費用 など・・・

政党等に寄附した場合も

政党などへ寄附した場合、寄付金控除が受けられることがあります。寄附した団体や政党などに控除のための手続きをしてから、受領書などの書類を確定申告に添付します。計算の方法は下記の2つの方法があります。

※ 寄附金控除の計算式

- ① 寄附金控除(所得控除)
寄附金の額の合計額から2000円を差し引いた金額
- ② 政党等寄附金特別控除(税額から控除)
政党等の寄附金額の合計額から2000円を差し引いた金額×30%
又は平成22年分の所得税の額の25%に相当する金額のいずれか低い金額
※ ①と②のどちらか有利な方を選択できます。

自主申告は納税者の権利

他にも、配偶者が死別した場合などに適用される寡婦控除、生命保険などの掛け金の一定額が控除される生命保険料控除などいろいろな控除があります。

税金の支払い方法については、給与や年金などから天引きで徴収(特別徴収)する方法が奨励されています。しかし、自主計算・自主申告することは、納税者の権利です。他人まかせにせず、税の仕組みをよく勉強しながら、自分で計算し、自分で申告をするようにしましょう。



注:「子ども手当」「公立高校授業料無償化」の財源として、年少扶養控除(16歳未満)特定扶養控除(16歳から18歳)は廃止されました。所得税で2011年度分から適用されますので、給与所得の方など税金が今までより多く天引きされている方も出てきます。さらに、住民税は2012年度から適用されますので、今年度の住民税が増える方も出てきます。

詳しいことは、税務署、または、市の課税課に問い合わせてください。

法律相談

2月23日(木) 13時30分~15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。